

## 平成17年度事業計画

社団法人外国映画輸入配給協会が、平成17年4月1日より同18年3月31日迄の間に行う予定の主要事業は、下記の通りで、社団法人映画産業団体連合会傘下の我が国唯一の邦人系外画輸入配給業者の団体として、運営の基盤を一層着実に安定させると共に、外国映画通関連絡協議会、モーション・ピクチャー・アソシエーション(MPA)、(社)日本映像ソフト協会、日本国際映画著作権協会等関連諸組織との提携を一層密接にし、文字通り洋画界を代表する唯一の公的機関としての権威付と内的充実を計るよう努力する。

### 1) 外国映画事業、映画関係法規等の調査、研究並びに資料の収集および作成 (定款第4条(1))

#### 1.

毎年3月に「外国映画作品目録」(前年4月から3月までに日本で配給された外国映画作品目録)、同じく7月、1月の2回「外画概況」(国別、会社別)を各々作成、発行する他、必要に応じて随時資料等を発行し、日本に於ける外国映画の輸入、配給、興行に関する基礎的資料の整備に努力する。

### 2) 優秀な外国映画の保存及び公開 (定款第4条(2))

#### 1.

会員各社が権利を有する各配給作品の期限切れの際に作品のプロデューサーから許可を得て、研究用資料として当該作品のプリント1本を東京国立近代美術館フィルムセンターに永久貸与する活動を広げていく。

#### 2.

「トーキョーシネマショー」の開催

昨年8月28日から9月2日に行った“GTF2004 トーキョーシネマショー”に引き続き、本年度も“GTF2005 トーキョーシネマショー”を開催する。

本年度はグレートウキョウフェスティバル2005(GTF2005)

開催期間中に8月12日(金)から8月18日(木)の7日間、社団法人日本映画製作者連盟、全国興行生活衛生同業組合連合会、モーション・ピクチャー・アソシエーション(MPA)、GTF実行委員会との共催企画

として、内幸町イイノホールで開催を予定している。

アメリカ映画興行界が毎年 3 月に国内のみではなく世界の映画・興行関係の参加者を対象に開催している「SHOWEST」を参考に、財団法人日本映像国際振興協会と経済産業省の後援を得て、当協会会員、MPA 加盟洋画配給各社及び映連会員各社が平成 17 年秋から平成 18 年夏に公開を予定している作品（邦・洋画）の特報、予告篇の上映、試写会、チラシ、作品紹介パンフレットの配布等を通して各作品のプレゼンテーションを行う他、一般映画ファン（無料にて招待）、興行者、各種メディア関係者を対象に映画に因むイベント、パネルディスカッション、トークショー等を併せて実施する予定。

3 .

#### 第 4 4 回「優秀外国映画輸入配給賞」の実施

本協会最大の年中行事として昭和 37 年度より実施しているが、第 44 回も、平成 17 年 4 月 1 日より平成 18 年 3 月 31 日迄の 1 力年間に、作品的に優秀で、なおかつ新分野を開拓し、日本映画の発展に大きく寄与すると認められた外国映画を我が国に輸入公開した配給会社を審査員 11 名が選考のうえ表彰する。当該会社に経済産業大臣から賞状および記念品を授与して頂く。授賞式は平成 18 年 4 月 20 日（木）を予定し、授賞式後に新作試写会を開催、応募者 6 0 0 名を無料にて招待予定。

4 .

輸入配給された作品ならびに予告篇が映画館にて観客が満足を得られる状態で上映されるよう「予告篇の音量に関する委員会」((社)日本映画産業団体連合会が中心となって運営)に積極的に参加する。

- 3 ) 国際協力に資する各種映画祭の開催及び協力（定款第 4 条（ 3 ））  
日本映画の輸出を円滑に行い国際協力に資する為、第 18 回「東京国際映画祭」、「フランス映画祭横浜 2005」をはじめとする我が国で開催される各種映画祭を成功裡に終了させるよう後援、運営等の協力をする。
- 4 ) 輸入外国映画の品質、興行成績及び事故による損傷、滅失等の評価、鑑定又は証明（定款第 4 条（ 4 ））  
「映画サービスデー」実施を始めとする全興連事業への協力

全国興行生活衛生同業組合連合会（全興連）が主催する毎月1日、年12回実施される「映画サービスデー」に協力するとともに、全興連が作成する同日の興行成績対比などの資料を活用し、関連して12月1日映画の日に表彰する「ゴールデングロス賞」、「マネーメイキング・監督賞」、「マネーメイキング・スター賞」の審査に協力し、観客動員の増加に努めると同時に輸入外国映画の品質、興行成績、興行における事故等の最新の情報収集に努める。

また、当協会会員あるいは、関係諸団体より、上に掲げる評価、鑑定、証明の要請がある場合には、適宜対応する。

5) 輸入外国映画の国際取引に係る紛争解決の斡旋（定款第4条（5））

1.

当協会会員各社は作品契約に際して諸般の事情の許す限り情報交換を行い、買付に当たっての重複を避けると共に、過当競争を防止し、日本における輸入配給事業の健全な発展を計るよう努力する。

2.

劇場用長編外国映画のビデオカセット、DVD及びブロードバンドをはじめとする映像産業の多様化に伴う諸対策に関する件

劇場用長編外国映画のビデオカセット、DVDならびに、最近急速に台頭しているブロードバンドをはじめとする映像産業の多様化に伴う諸問題に就いて、NHK、民放各局、（社）日本映画製作者連盟、モーション・ピクチャー・アソシエーション（MPA）、全国興行生活衛生同業組合連合会、（社）日本映像ソフト協会、日本映画著作権協会、映倫管理委員会等関係各方面と密接な連絡をとって海賊版摘発、著作権確立をはじめとする各種の対策を協議、研究し、国際間の問題に対処できる基盤を整える。

映画館内における盗撮防止に、昨年に引続き映連、全興連、MPAと協力して対策を講じ、防止対策キャンペーン事業に参加する。

3.

知的財産保護委員会設置

日本の映画館内で上映中の邦画・洋画が盗み撮りされ、その作品がP2Pによりオンライン上で無料交換されたり、DVDに製作のうえ繁華街等の路上で販売されている状況が明らかにされたことをうけ、平成17年度に知的財産保護法委員会を設置、本件を検討していく。

6) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

1.

映画館に行こう！キャンペーン事業への参加

映画人口の拡大を実現し、映画産業と日本経済の発展に資する事を目的に、(社)日本映画製作者連盟、全国興行生活衛生同業組合連合会、モーション・ピクチャー・アソシエーション(MPA)の映画業界3団体と協力して、映画館に行こう！キャンペーン第2弾(中学生・高校生の観客増大を目標とする)の成功ならびに実行委員会の課題にむけて、協会及び各会員会社が積極的に参加し、その実績を検証し、次年度事業につなげる。

2.

年頭名刺交換会の開催

モーション・ピクチャー・アソシエーション(MPA)の協力を得て、日本の映画産業を支える配給、興行、製作関係者600名余に参加いただき、年頭にあたり外国映画輸入配給事業の健全な発達を図り我が国経済の発展と文化の向上に寄与することを目的として平成18年も平成17年に引き続き1月5日(火)に「年頭名刺交換会」を開催する。

3.

創立50周年記念事業企画委員会の設置

2012年に協会創立50周年をむかえるにあたり、記念事業企画・運営のための委員会を立ちあげ、同委員会において企画を検討していく。

4.

その他目的を達成する為に必要な事業に関し、各部会、各種専門委員に於いて積極的な研究を行う。

以上

